

平成10年7月10日施行
令和3年7月1日改正
令和4年7月1日改正
令和5年7月1日改正
令和6年7月1日改正

台風来襲時における在港船舶等に対する荒天準備及び避難のための基準

四 日 市 港 長

台風が四日市港に接近し影響する公算がある場合、災害を予防するため、港長が在港船舶に対し、荒天準備又は避難について指示又は勧告等をする基準は、下記のとおりとする。船舶は、この基準に従って所要の警戒体制をとり、台風災害に対する万全の対策をとられるようお願いします。

記

1 警戒体制の区分

別表1のとおり。

2 発令及び解除

(1) 発令（別表1第1欄・第2欄）

海上保安協会四日市支部台風等対策委員会に諮り、原則次のとおり荒天準備又は避難の必要があると認められるときに発令する。

① 第一警戒体制（準備体制）

台風の強風域が四日市港にかかる6時間前に発令する。

② 第二警戒体制（避難体制）

台風の暴風域が四日市港にかかる可能性があるとき、強風域が四日市港にかかる3時間前に発令する。

(2) 解除（別表1第3欄）

台風が通過し、原則として港内の風速が10m/s以下になったときとする。

3 第四管区海上保安本部長が発出する勧告

伊勢湾が台風（中心付近の最大風速が40m/s以上の台風に限る。）の暴風警戒域内にあるとき、原則として、強風域に入る24時間前から暴風域を抜けるまでの間、湾外避難勧告及び入湾回避勧告が発出される。

なお、湾外避難勧告及び入湾回避勧告の発出にかかる情報伝達については、原則として、午前 9 時から午後 5 時までの間に行われる。

勧告の内容は別表 2、対象船舶は別表 3 のとおり。

4 伝達の方法等

第四管区海上保安本部（なごやほあん）を通じ、国際 V H F 無線（C H 16/12 和文・英文）により伝達するとともに、四日市船舶通航信号所から A I S による周知を行う。^{※1}

また、海上保安協会四日市支部台風等対策委員会が定める台風・地震津波情報等伝達系統により伝達するとともに、必要に応じ巡視船艇等により周知する。

※1：湾外避難勧告は、第四管区海上保安本部長から伊勢湾内一律に発令され、その周知については各海上交通センターから実施する。

別 表 1

区 分	指 示 又 は 勸 告 事 項
第一警戒体制 (準備体制)	1 在港船舶は、荒天準備をなし、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。 2 汽艇等は、河川運河その他安全な場所へ避難を開始すること。 3 危険物荷役中の船舶は、荷役作業を直ちに中止できるよう準備すること。 4 危険物荷役予定の船舶は、荷役作業を開始しないこと。 5 次の事項を遵守すること。 ・ 国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・ レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。 ・ 台風情報、気象海象状況に留意すること。
第二警戒体制 (避難体制)	1 荷役中の船舶は、直ちに荷役を中止すること。 2 総トン数 1,000 トン以上の船舶は、速やかに防波堤外に避難すること。 3 総トン数 1,000 トン未満の船舶は、防波堤外又は港内の安全な場所に避難すること。 4 全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 ・ 国際VHF 16チャンネルを常時聴取すること。 ・ 走錨防止のため、レーダー及びAISにより自船の位置を連続監視すること。 ・ 機関はスタンバイ状態とし、直ちに運航できる体制を保持すること。 最新の台風情報、気象海象状況及びその突然の変化にさらに注意すること。
解 除	警戒体制を解除する。

別 表 2

勧告の種類	勧 告 の 内 容
湾外避難勧告	伊勢湾内（港内を含む。）に在る勧告対象船は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない伊勢湾外の海域へ避難すること。 ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内※ ¹ の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
入湾回避勧告	伊勢湾※ ² に入湾しようとする勧告対象船は、入湾を回避すること。 ただし、台風の影響の少ない伊勢湾内※ ³ の海域で安全に避泊、避航（ちちゅう、低速航走等を含む。）することができる船舶を除く。
解 除	湾外避難勧告・入湾回避勧告を解除する。

※ 1：港内を除く。 ※ 2：港内を含む。 ※ 3：港内を除く。

別 表 3

対象船種	船舶の大きさ
自動車運搬船	長さ 160m 以上
コンテナ船	
ガスタンカー	
タンカー	
客船・フェリー	長さ 200m 以上
貨物船	
危険物積載船（液化ガスタンカーを除く。）※ ¹	総トン数 5 万トン以上
液化ガスタンカー※ ¹	総トン数 2 万 5 千トン以上
【対象外】 ① 定期航路を運航する内航船舶 ② 航行区域が「平水」「沿海」「限定近海」の船舶	

※ 1：海上交通安全法施行規則に定める特別危険物積載船